

～福井県坂井市～

坂井市健康福祉部福祉総務課
社会福祉士・主査 齊藤 正晃

坂井市の概要

福井県坂井市 2022.1.1現在

人口 89,956人
世帯数 32,531世帯
面積 209.67km²
高齢化率 28.8%



越前がに



心から

笑顔になれるまち

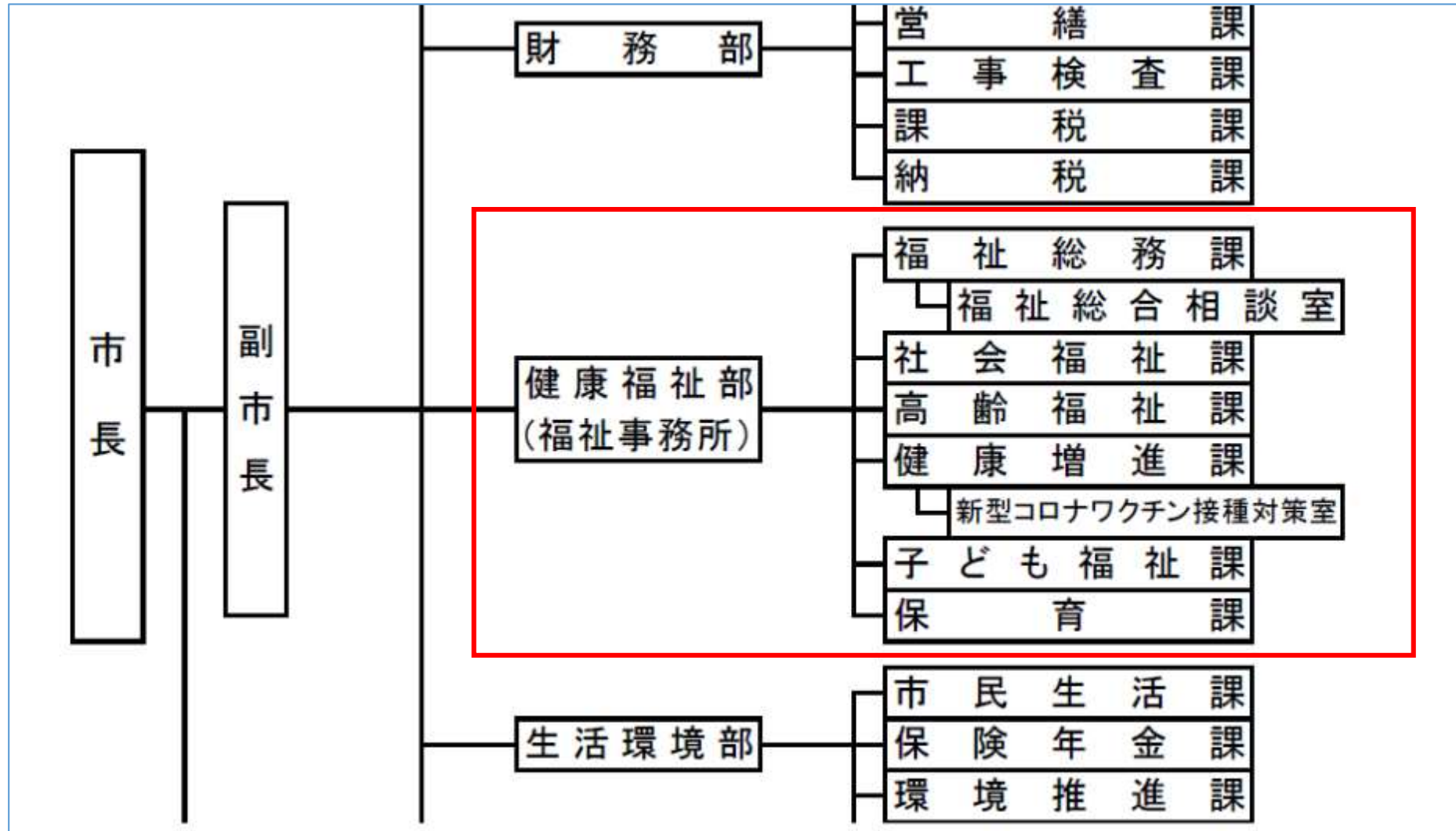
さかい



2040年になると
人口 76,544人 (△13,412人)
高齢化率 35.7% (+6.9%)

- (教育) 公立小学校数 19校 公立中学校数 5校
- (子ども) 子育て世代包括支援センター 1か所
- (高齢) 地域包括支援センター 委託4か所
- (障害) 基幹相談支援センター (2市広域設置) 1か所
委託相談支援事業所 3か所 (者: 2か所、児: 1か所)
- (困窮) 生活困窮者自立支援機関 直営+委託 1か所
- (地域) まちづくり協議会 23拠点

坂井市組織図(抜粋)令和3年4月～



重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

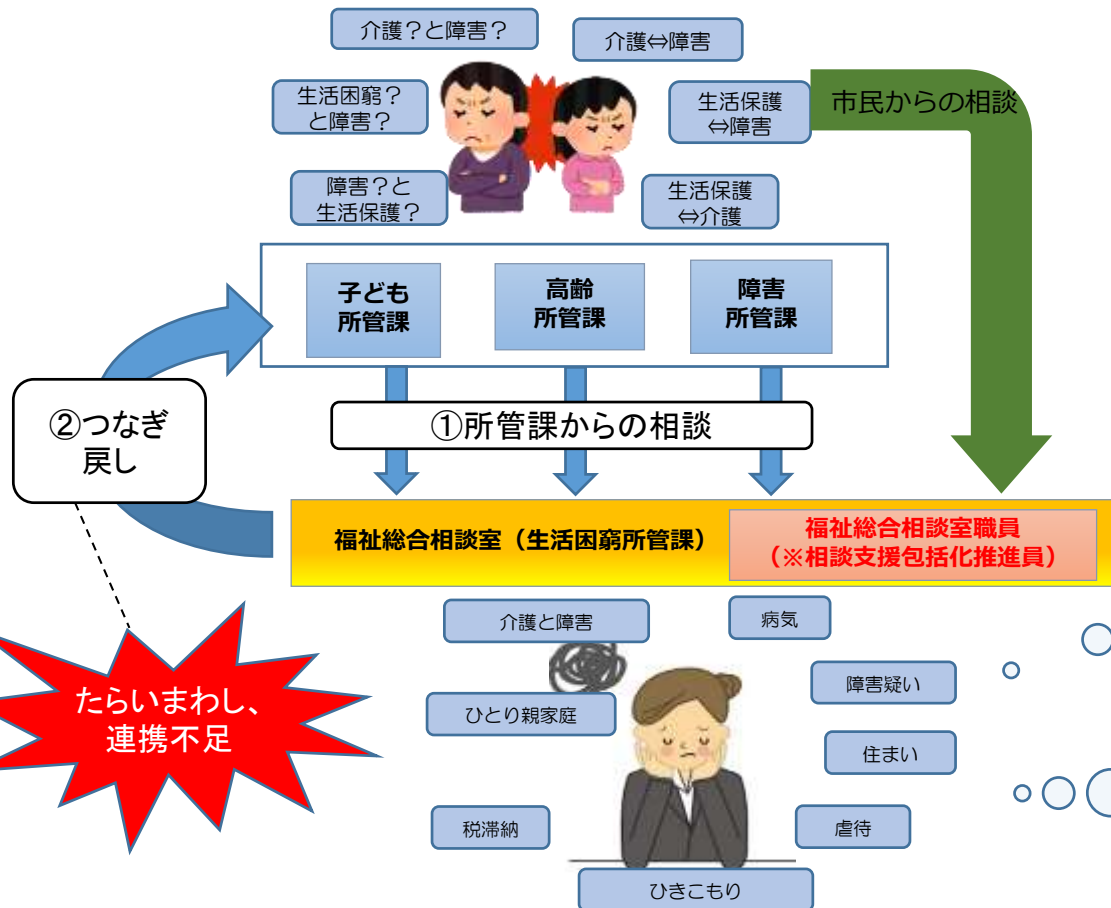
- 健康福祉部5課+1室を横断する事業体制
- 福祉総務課は、主に各課の調整を担う（共助の基盤づくり事業は、福祉総務課）

		機能	既存制度の対象事業等	
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営	高齢福祉課
	ロ		【障害】障害者相談支援事業	社会福祉課
	ハ		【子ども】利用者支援事業	子ども福祉課 健康増進課
	ニ		【困窮】自立相談支援事業	福祉総合相談室
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	福祉総務課
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）	高齢福祉課
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業	福祉総務課
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業	社会福祉課
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業	子ども福祉課
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新	福祉総務課
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	福祉総務課
第6号		支援プランの作成（※）	新	福祉総務課

モデル事業に取り組む きっかけ

- 平成28年に市民が相談しやすいワンストップ窓口として「福祉総合相談室（生活困窮所管課）」が誕生したが、所管課（福祉総合相談室）は、たらいまわしではないか・連携不足を加速させるのではと問題意識を持っていた。
- 具体的には、
 - ・ これまでは他機関が一旦相談を受けていた案件が相談初期の段階で自分の分野で課題がないと判断し、福祉総合相談室に紹介話を伺うと紹介元の相談機関等に対応を依頼すべき相談だったため、つなぎ戻しが発生
 - ▷ 相談者にとって、たらいまわし、既存分野の狭間が広がっていくのではないか
 - ・ 明確でない課題・複合的な課題がある相談が寄せられるも、他の機関に協力を依頼する（お願いする）立場になるため、世帯情報の収集や既存制度を勉強してから相談することになる。
 - ▷ 人員が限られる中で福祉総合相談室職員（※相談支援包括化推進員）の業務が過多となり、十分な対応ができない可能性

平成28年に市民が相談しやすい窓口「福祉総合相談室」誕生というものの・・・



- ・ 対象者の相談窓口が整備され、各制度の相談スキルが高まりつつあるはずが・・・
- ・ 自分野の制度で対応可能かどうかで判断することを加速させる？
- ・ 相談支援包括化推進員に任せがちになる？

希望

なんでも相談(ワンストップ)を受けるのはつらいな～
みんなで(連携型)で受け止められないかな～

願望

相談機関同士が協力し合えるといいのになあ～
みんなで(連携型)で協力し合えないかな～

行政担当者レベルの雑談

・生活困窮所管課と障害所管課が合同で実施する事業があることから、相談体制について担当者レベルで雑談する機会があった。

生活困窮所管課

- ・なんでも丸投げはつらい
- ・そちらで対応できないか

・一度、相談担当者になってしまうと他の機関から主担当者はこちらとされているのかも

・明確にはわからないが、押しつけているように見えるのかもしれない

・といってもどうしたらいいか

・（管理職）「なんか、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」っていう補助事業※があるようだけど」

障害所管課

- ・こっちだけに振られても人いないし
- ・連携してやればいい

・なんで？

・それぞれの役割を果たせばいい

・それはあるのかも、こっち（障害）からみるとこっちのサービスに押しつけて見えるかも

・う～ん

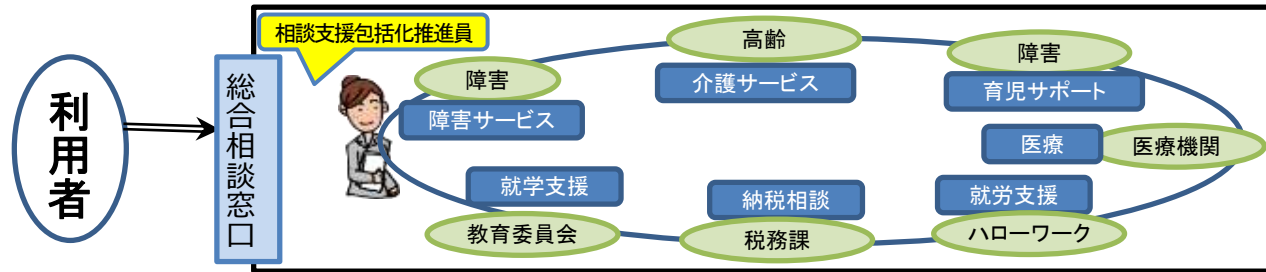
・（管理職）それにのってみようか

H29年度 モデル事業に手上げ

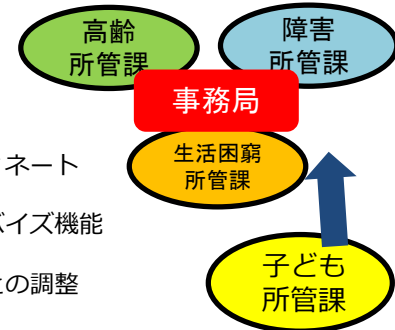
事務局設置(H29)

- 市民福祉部長を含めた関係者で先進地を視察しイメージ共有
- 相談支援包括化推進会議の立ち上げに向けて、**高齢・障害・生活困窮所管課**による事務局を設置し、**半年間ワーキング**
 - ・ 検討内容: 相談支援包括化推進員の役割、既存の相談機関との関係、委員構成など

案1: ワンストップ(丸ごと相談支援)

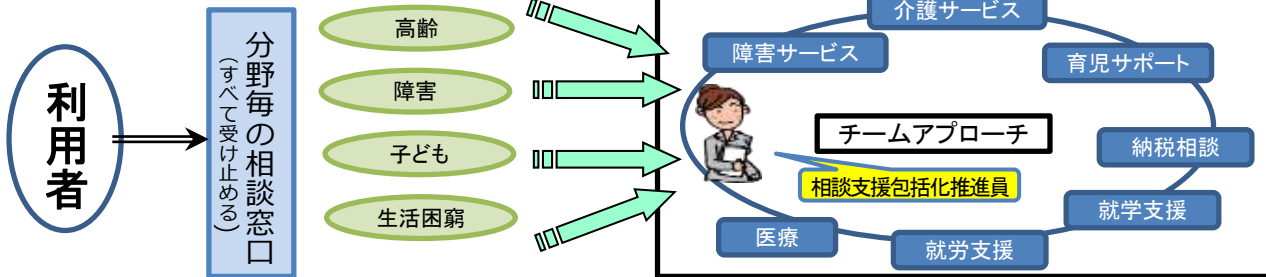


- 包括的なコーディネート
- スーパーバイズ機能
- 関係機関との調整



翌年度から追加

案2: 連携型



- 見立てを共有
- 情報共有と支援方針の決定
- 各相談支援機関の支援・連絡体制の構築
- 地域課題や制度の狭間を共有

案3: 案1と案2の折衷形

事務局の意見

- ◆ 包括的相談員 (なんでも相談) が必要なのか、包括化推進員 (相談の横断化) なのか?
- ◆ 8050世帯やダブルケア世帯など、世帯の複合的なニーズや個人のライフステージの変化への対応は、どの分野においても必要ではないか?
- ◆ ワンストップで受けた1人の相談員がすべての機関を網羅しコーディネートすることができるのか?
- ◆ 継続的な体制でないといけない
- ◆ 既存の会議体との整理はどうするか?

平成29年度坂井市相談支援包括化会議

回次	内容
研修	○基調研修会 講演「我が事・丸ごと」の地域づくりと 多機関協働による包括的支援体制について 同志社大学大学院・社会学研究科教授 上野谷 加代子氏
第1回	①坂井市相談支援包括化推進基調講演会の報告 ②多機関協働による包括的支援体制構築事業説明 ③今後のスケジュール予定 ④多機関による事例検討
第2回	各担当分野別グループワークによる事例検討 事例 「8050+障害+困窮」世帯 ねらい ・ <u>分野別の見立ての特徴</u> とは ・世帯全体の課題を受け止める視点とは
第3回	検討過程 1 知りたいこと・気になること 2 その人らしく、その人が望む生活を継続していくための前提条件
第4回	3 世帯のストレンクスと総合的な支援方針
第5回	①報告書(案) ②中間とりまとめ ・総合相談の在り方 ・連携ルール ・コーディネーターの配置 ・相談支援シートの開発



「知りたいこと」や世帯構成員の誰に注目しているか差があった（初期相談のときに思わず、自分の制度でみている可能性）、一方「世帯の総合的な支援方針」に注目して検討をすすめていくと支援方針は似通ってきた。



まとめ

多機関で検討する新たな会議体(さかまる会議)の設置と
相談支援包括化推進員は、会議のコーディネーター

本市における相談や地域づくりについて、基本的なルールを検討。

R3年度 高齢・困窮・障がい分野の相談状況

地域包括支援センター（4か所）

令和2年度 10,168件
うち介護等以外の相談 1,672件

令和3年度 11,523件
うち介護等以外の相談 1,591件

今後も**介護等以外の相談（生活困窮や経済問題、その他）**への対応が求められる

※介護等に関する相談…介護相談、虐待、認知症、医療や健康、介護負担等に関する相談など

福祉総合相談室（生活困窮者支援）

令和元年度 194件
令和2年度 364件
令和3年度 377件

・コロナの影響により相談件数の増加、相談内容も経済、就労（※）、家計、病気等、ひきこもり・不登校など多岐にわたる

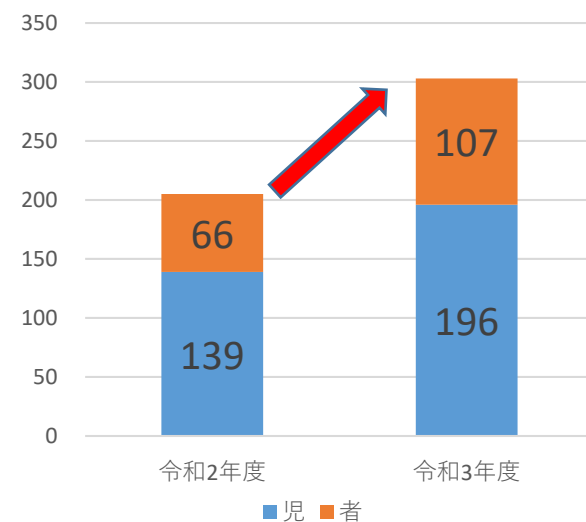
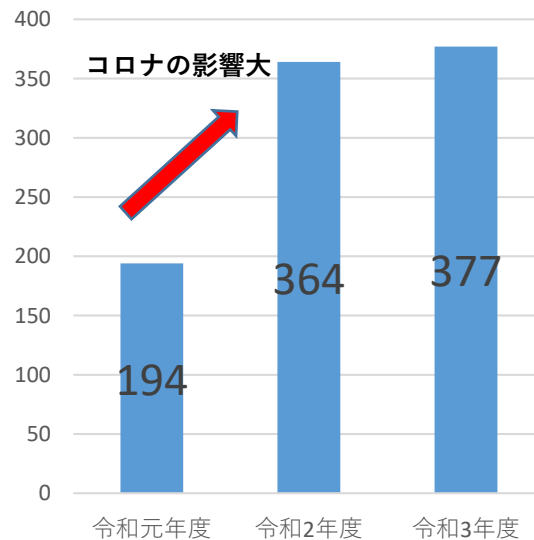
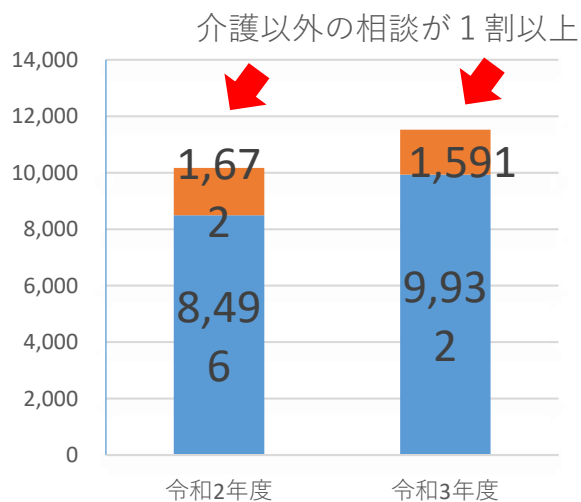
※市とハローワークとの連携（生活保護者等就労促進事業）含む

委託相談支援事業所（2か所）

令和2年度 児139件 者66件
令和3年度 児196件 者107件
※相談実数

【主な相談内容内訳】 R3福祉行政報告より

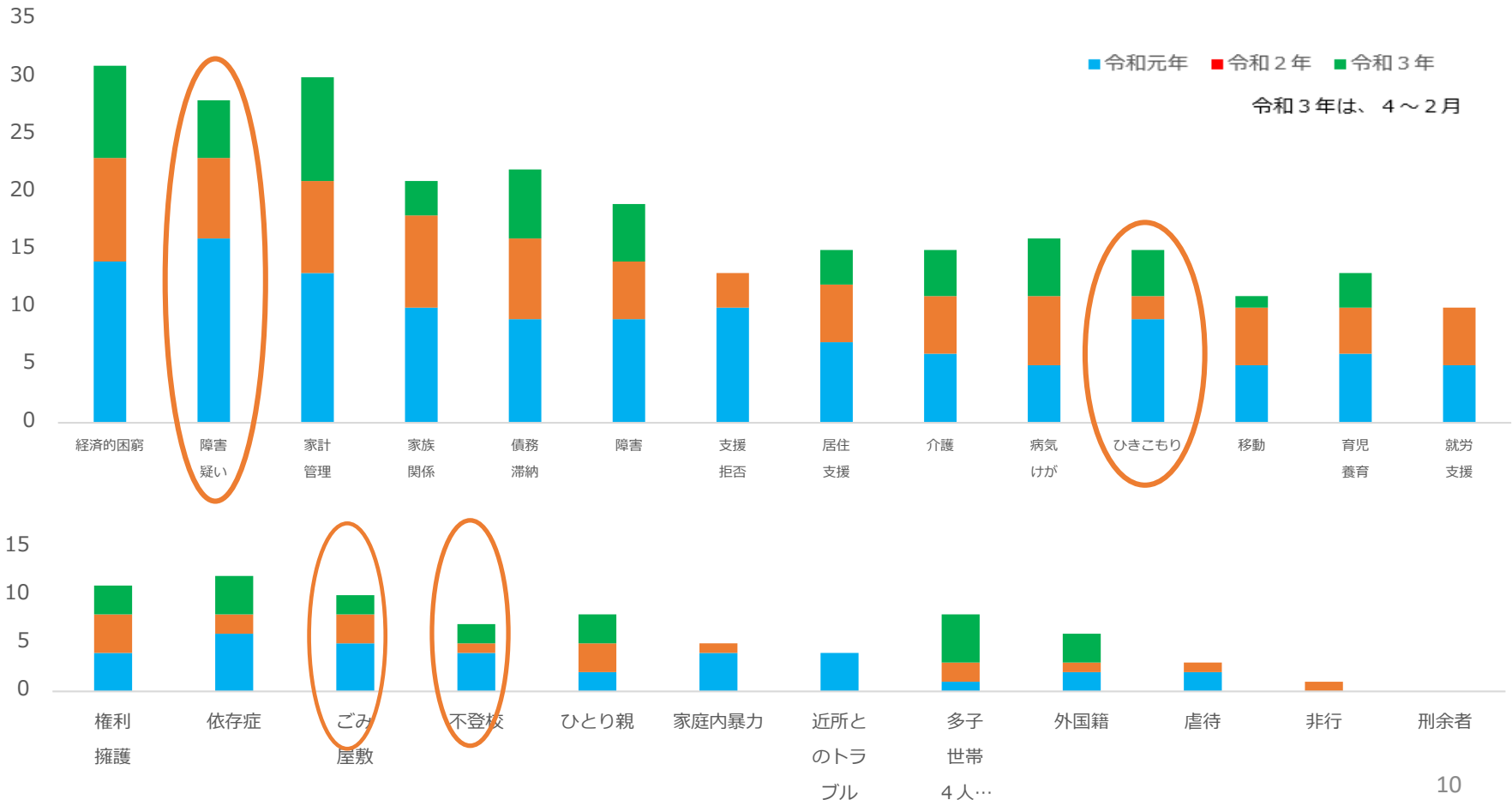
- ・福祉サービスの利用等に関する支援 41%
- ・健康・医療に関する支援 15%
- ・家族関係、人間関係に関する支援 7%
- ・不安の解消、情緒安定に関する支援 6%
- ・就労に関する支援 6%
- ・家計、経済に関する支援 5%
- ・その他に関する相談は全体の 9%



R3年度 多機関による会議(さかまる会議)から見てきたこと

- さかまる会議にあがる事例には、様々な課題が複合しています。事例には、**既存の制度で対応できない複雑な課題があって、かつ各分野において対応に苦慮していることが共通にみられます。**
- ・経済的困窮、家計、介護、障害、病気、就労支援など、おもに各機関が既存の制度を持ち寄り連携して対応していく課題など
- ・赤枠の「障害疑い」「ひきこもり」「ごみ屋敷」「不登校」などは、**明確な既存支援制度がなく、連携だけで対応することが難しい。**
⇒**明確な既存制度がない、連携だけで対応することが難しいことが多い事例等について抽出し、分析・検討を重ねていくことが必要。**

【さかまる会議相談時の課題（複数回答）】 1事例平均8項目以上の課題あり！



連携の課題と一言でいっても、

- ・担当職員の経験年数が浅い
- ・スキル差、ノウハウ不足など



人材育成の話

- ・会議運営の工夫
- ・研修など

- 庁内や多機関
- ・温度差がある
 - ・つながりが薄いなど



しくみの話

- ・会議体
- ・ルールなど

さかまる会議 心得

- 第一条 情報不足と感じても、会議に挙げるべし。
- 第二条 会議開催の連絡があったら、「必ず参加します」言うべし。
- 第三条 会議のはじめに目的を共有するべし。
- 第四条 支援者のしんどさを共有するべし。
- 第五条 メンバーから聞かれて、わからないことは、「わからない」と伝え、メンバーは責めるべからず。(必要な情報収集は、その会議で内容と役割分担を決める)
- 第六条 質問は、質問の前に意図を伝えるべし。
- 第七条 他の機関の意見を否定するべからず。
- 第八条 自分の担当の役割、会議メンバーの担当の役割にこだわらず、積極的に発言するべし。
- 第九条 守秘義務を徹底するべし。
- 第十条 生活者・QOLの重視、エンパワメント(利用者自身による問題解決)、支援対象者の主体性を尊重するべし。
- 第十一条 制度に捉われない支援の方法を考えるべし。

お困りごと相談窓口『ここサポ』開設

困りごとが明確でなくても、市民が困ったときに相談窓口へアクセスしやすいように、ホームページをリニューアルしました。

お困りごと相談窓口

坂井市では、福祉のさまざまな困りごとについての相談をお受けしています。

「どこの窓口で相談したらいいかわからない」「相談していいことなのかも分からない」といったことも、遠慮なくお気軽にお話ください。

お困りごとカテゴリ ※気になる情報をクリックしてください

家族のこと…「介護の相談をしたい」「育児や子どもの成長で悩んでいる」「DVやセクハラを受けている」など

こころ・からだのこと…「発達障害のこと」「こころやからだの相談をしたい」「死にたくなるほどつらい」など

暮らしのこと…「生活が苦しい」「ひきこもり状態にある」「契約トラブル・悪徳商法で悩んでいる」など

仕事のこと…「障がいがあるけど仕事が続きにくい」「働くことに不安がある」「職場の人間関係で困っている」など

学校・教育のこと…「学校に行くのがつらい」「いじめで悩んでいる」「就学の費用に困っている」など

迷ったらここへ…「どこの窓口で相談していいかわからない」「お金のこと、生活のことなどで困っている」など

「ここサポ」は皆さんの相談窓口 まずはお話を聞かせてください



健康福祉部では、一つの相談窓口では解決が難しいお困りごとを、各課・各支援機関が連携しながら解決に向けて一緒に考える支援体制を推進しています。

「ここ」で「種々」に応じたサポートを。

健康福祉部のどの課の窓口でも、分野を問わず丁寧にお話を伺います。このマークが相談窓口の目印です。

広報を機に、色んな相談が増えました！関係課、関係相談機関も「ここサポマーク」をつけて相談業務を行っています。

福井新聞

2022年(令和4年)8月3日(水曜日)

地 域 (24)

嶺北

題字・五島 幸々
(三國北小5年)



奥越 / 坂井

坂井支社
☎ 0776(67)0321
FAX 0776(67)0688
大野支社
☎ 0779(66)2567
FAX 0779(66)5667
勝山支局
☎ 0779(88)2011
FAX 0779(87)3560

坂井市・福祉事業「ここサポ」

ロゴ完成 相談窓口PR

坂井市は複雑化・多様化する福祉の相談をどの課の窓口でも受け止め、適切な支援機関につなぐ課題解決を図る「重層的支援体制整備事業」(愛称「ここサポ」)のロゴマークを作成した。



虹色の花が重なり合うデザインで、市役所1階の健康福祉部6課1室や市内の支援機関に掲示している。市は昨年度から県内で先駆けて事業に取り組み始めたが、高齢や障害、子育て、生活困窮などの相談者が、どの窓口に行けばよいか分からないことが課題になっ

ていた。「ここサポは「個々」(ここに)応じてサポート」(こんな相談も「ここ」で聞きます)との意味を込めた。要称、マークとも相談への抵抗を少しでも取り除き、視覚的に分かりやすく発信しようとする職員が考案。明るい未来を親しみやすさのほか、市社協、高齢者包括支援センター、障害者相談支援事業所など各支援機関との連携を表現している。



色とりどりのガラス風景土丁目の写真

があったら、まずは福祉総合相談室へ(と呼び掛け)どんな相談も聞かない、誰一人取り残さないことを掲げ、連携の仕組みを整えてきた。職員の意識も高まっており、「言出しにくい」とも気軽に相談してほしい」といふ声。

(山口 晶水)

坂井市の三國港市場朝市で7月31日、旬のサザエを使った伝統の海女料理「サザエと玉ねぎの煮たの」を紹介するイベントが開かれた。地元の見物客に伝わ



魅力あふれる北陸育ちの特産品



ほか、越前そば、メロン、油揚げ、焼き鯖寿司、越前織などなど・・・

ふるさと納税の返礼品にもなっています

ふるさとチョイス
坂井市ページ



詳しくはこちら



楽天ふるさと
納税坂井市ページ

ご清聴ありがとうございました

参考資料

坂井市 福祉分野相談体制

人数等はH31.4.1現在

○高齢者福祉

(地域包括支援センター)
高齢福祉課

65歳以上 25,386人
75歳以上 12,839人
要支援 767人
要介護 3,520人
認定率 16.6%

【地区センターの役割】
担当圏域内の包括的支援業務、指定介護予防業務、その他業務の適切かつ円滑な実施

高齢福祉課

地区担当

地区地域包括支援センター

担当エリア: 4つの日常圏域ごとに、地域包括を1か所設置(委託先: 社福法人、医療法人)

居宅支援事業所

(ケアマネジャー)

【基幹センターの役割】
地区センター間の総合調整、地区センターの後方支援、地域ケア推進会議の開催等

○障害者福祉

(基幹相談支援センター等)
社会福祉課

基幹 相談支援 センター

障害者相談 支援事業所 (委託相談事業所)

特定相談支援事業所・ 障害児相談支援事業所



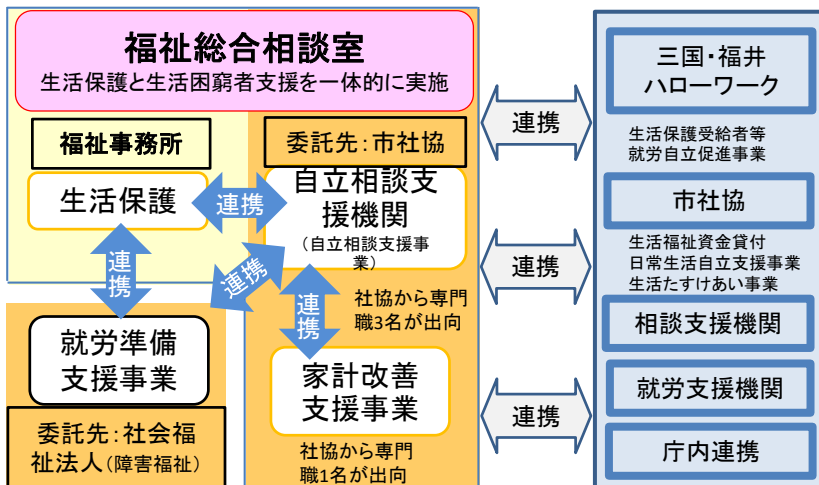
障害者手帳 身体 3,584人
療育 716人
精神 802人
自立支援医療 1,639人
障害福祉サービス利用774人

	~H29	H30	H31(R1)
障害者相談支援事業所	2か所 (坂井市・あわらし全域)	2か所	3か所 坂井市 2か所 (三・春、丸・坂) あわらし 1か所
基幹相談支援センター			1か所 坂井市・あわらし全域

○生活困窮者支援

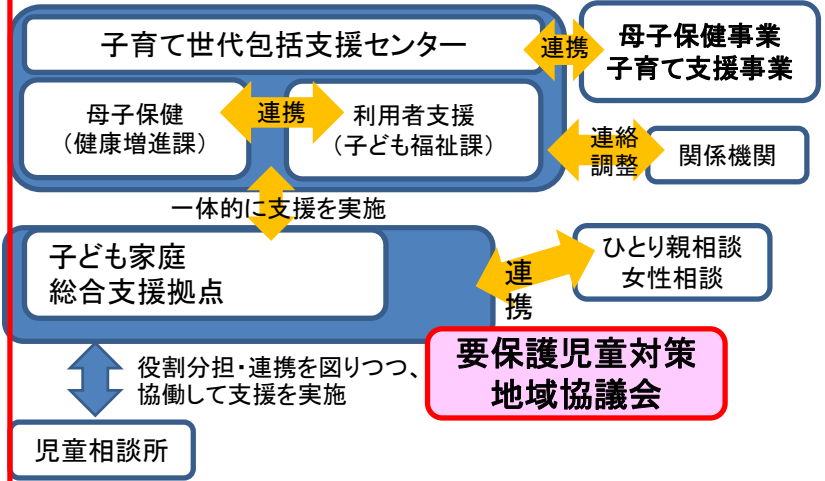
(自立相談支援機関) 福祉総合相談室

新規相談受付件数 186人(H30年度)



○子ども・子育て家庭

(子育て世代包括支援センター等) 子ども福祉課



第3次坂井市福祉保健総合計画概要 (2021～2026)

坂井市の福祉保健に関わる基本方針を示すとともに、関連する個別計画を横断・包括する計画です。

制度や分野ごとの「縦割り」や、「支え手・受け手」という関係性を超えて、あらゆる世代の住民や多様な主体が参画し、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指します。

第2次坂井市総合計画 (2020～2029)

【将来像】輝く未来へ・・・みんなで創る希望のまち
～子どもたちの夢を育む“ふるさと”を目指して～

第2章 互いに思いやり支え合うまちづくり

▲ 総合計画の部門計画として位置づけ

▼ 第3次坂井市福祉保健総合計画が包括する個別計画



令和3年度 坂井市 生活困窮者自立支援事業等実施体制

自立相談支援機関

国費 3 / 4

〈対個人〉

- 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- 一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

〈対地域〉

- 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも行う

主任相談員1名
相談員1名
就労支援員1名
家計改善支援員1名

委託先：坂井市社会福祉協議会

役所の中に机を置いて、市職員と一緒に業務

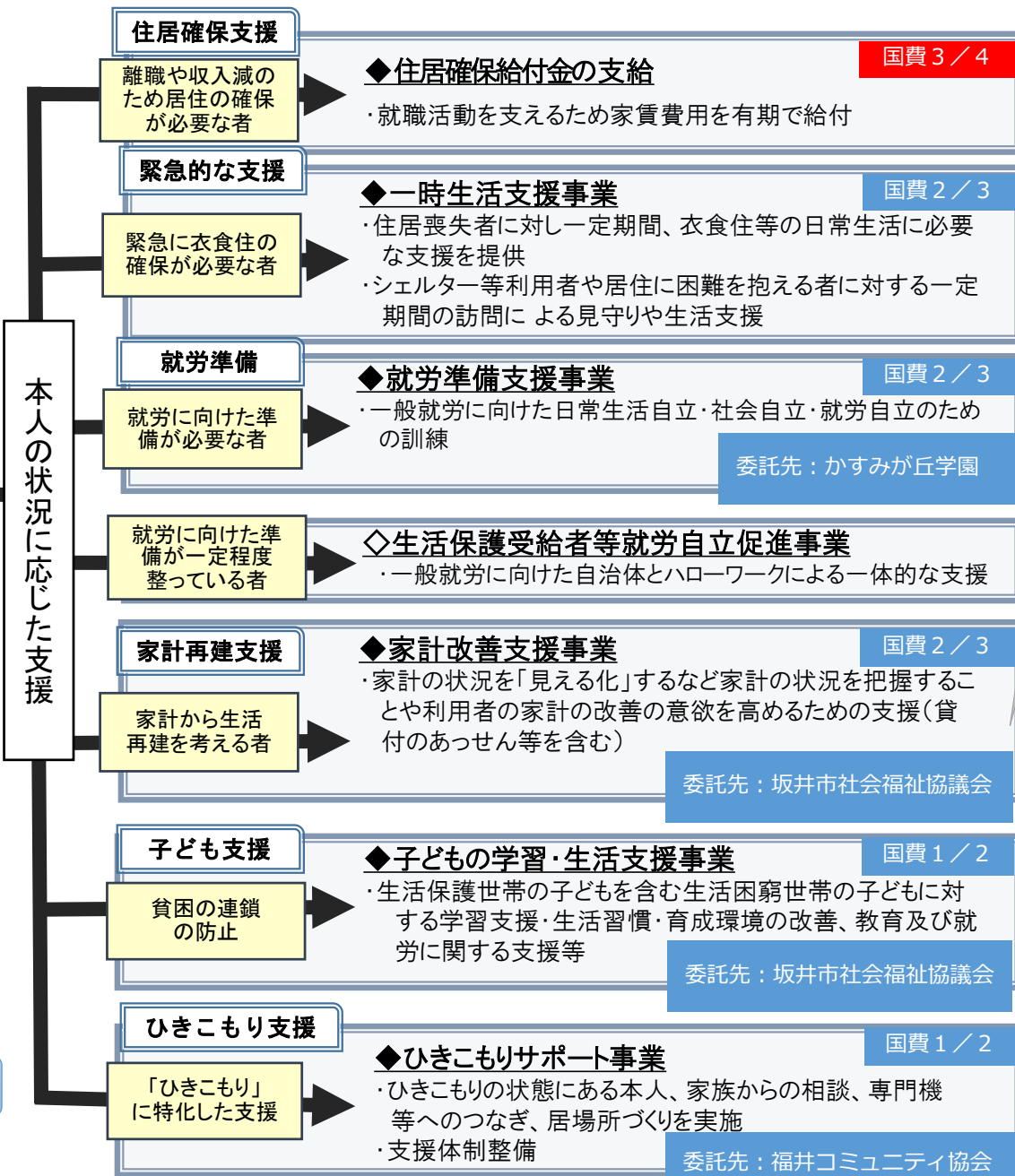
◆アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化

国費 10 / 10

- ひきこもり状態にある者などの社会的孤立に対するアウトリーチの充実を進める

アウトリーチ支援員1名

委託先：福井コミュニティ協会



委託先：かすみが丘学園

委託先：坂井市社会福祉協議会

委託先：坂井市社会福祉協議会

委託先：福井コミュニティ協会

国費 2 / 3

◆生活再建型
整理事業
・納税課と連携
・ファイナンシャルプランナーによる専門的な助言による支援

732千円

生活保護受給者も対象

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告）

多機関の協働による包括的支援体制構築事業（平成28年度予算）

平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置

7月

10月 地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置

12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ

本市がモデル事業（重層事業の前身）に取り組み始めた時期

「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業（平成29年度予算）

平成29年2月 社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）を提出

「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定

社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布

5月

※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。

9月

地域力強化検討会 最終とりまとめ

12月

「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出

平成30年4月 改正社会福祉法の施行

令和元年5月 地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）設置

7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ

12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ

令和2年3月 社会福祉法等改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）を提出

6月 改正社会福祉法の可決・成立

※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行

相談支援包括化推進会議 多機関で事例検討

- 相談支援機関と行政担当課の分野別グループに分けて同一事例で事例検討を実施
→事例の「**知りたいこと**」や**世帯構成員の誰に注目しているか差があった**（初期相談のときに思わず、自分の制度でみている可能性）、一方「世帯の総合的な支援方針」に注目して**検討をすすめていくと支援方針は似通ってきた**。
- **各制度の相談スキルが高まりつつあるはずが、それぞれが所管する制度の枠組みの中で支援を行っている**ため、既存の相談支援機関だけで連携するには限界がある
・人によっては全体を把握し連携できる相談員もいるかもしれないが、組織的ではない（属人的）

事例：805020+障害+困窮世帯

ねらい：分野別の見立ての特徴とは
世帯全体の課題を受け止める視点とは

グループワーク	テーマ	結果
1回目	知りたいこと・気になること A 身体的健康・医療 B 日常生活動作（家事） C 精神・心理的状況 D 社会的状況 （経済状況、近隣関係等） E 日常生活（介護） F 住環境 G 分類されないもの に分類する	○分野別グループごとに、「知りたいこと・気になること」をカードに記載してもらったところ、 知りたいこと違い があり、カード数も違いがあった。 高齢グループ・・・C精神心理的状況の分類が最も多い 障害分野・・・C精神心理的状況の分類が最も多い 困窮分野・・・D社会的状況が最も多い ○分野別グループごとに、 世帯構成員のだれに注目するか に 違いがあった 。
2回目	その人らしく、 その人が望む生活を継続していくための前提条件	○どのグループもQOLに関することが上位条件 ・本人がしたいこと ・落ち着いた生活ができること ・健康に暮らせる ○上位条件のために、健康・家計管理・家族内調整が必要であるとの意見
3回目	世帯のストレンクス 総合的な支援方針	○グループごとに総合的な支援方針は言語、順序に違いはあるものの、支援方針案は 似通った 。

相談支援包括化推進会議中間とりまとめ（平成29年度末）

- 連携型の相談支援体制、相談支援包括化推進員の役割・配置、会議体の新設等の必要性を盛り込んだ相談支援包括化推進会議の中間とりまとめを踏まえ、市民福祉部長のもと高齢・障害・生活困窮の3課による、部全体の取り組みとした。→H30年度より試行

- ・相談支援体制の基本は、相談窓口で相談を受ける際に、各分野の支援者の視点をしっかり持つ。
- ・各相談支援機関において、「丸ごと」受け止められるよう、インテークをしっかり行う。
- ・解決できない複合的な課題については、インテーク・アセスメントを振り返り、多機関で課題と支援方針を整理する。
- ・各担当する分野の制度の垣根を外して検討する。



★既存の会議体で解決できない課題を
多機関で検討する新しい会議体の設置

★多機関で検討する会議のコーディネーターとして「相談支援包括化推進員」を位置づける

図1 グループワークのまとめ（エベレストを登山するイメージで図にすると）

